

ポータブルガス検知器 点検整備仕様書

2021年 7月

1. 概要

ポータブルガス検知器の機能維持を図る為、点検及び消耗品交換等の整備を行う。

2. 点検整備物品及び数量

ポータブルガス検知器（理研計器製 GX-6000）：20 台

3. 点検整備内容

（1）消耗品の交換

ポータブルガス検知器 1 台につき、以下に示す、センサー及びフィルターを交換すること。

・センサー

- a. アンモニアセンサー : 1 個
- b. 二酸化硫黄センサー : 1 個
- c. 酸素センサー : 1 個
- d. 硫化水素センサー : 1 個
- e. 一酸化炭素センサー : 1 個
- f. 可燃性ガスセンサー : 1 個

・フィルター

- a. 可燃性ガス用フィルター : 1 枚
- b. 一酸化炭素フィルター : 1 枚
- c. 調湿フィルター : 1 枚
- d. テフロンフィルター : 1 枚
- e. 金網フィルター : 1 枚

（2）ガス感度校正

試験ガスを用いてガス感度校正を実施し、指示値との誤差が以下に示す値以内であること。

検知対象ガス	単位	検知範囲	指示精度
アンモニア	ppm	0～25 以上	±4 以内
硫黄酸化物	ppm	0～5.0 以上	±0.3 以内
酸素	vol%	0～21.0 以上	±0.7 以内
硫化水素	ppm	0～5.0 以上	±1.5 以内
一酸化炭素	ppm	0～50 以上	±10 以内
可燃性ガス	%LEL	0～25 以上	±10 以内

（3）吸引流量の測定

規定値の 450[ml/min]を満たすこと。

（4）外観点検

変形や破損、汚れの有無を確認し、必要に応じて修理、清掃等を行うこと。

4. 提出図書

検査成績表（1台につき1部提出すること）

5. 納期

2021年12月23日

2021年12月1日～2021年12月23日の期間中に、点検校正及び部品取替等を実施の上、当社へ引渡すものとする。なお、ガス検知器20台を発送し、点検整備後に返送することとする。

6. 納入場所、条件

広島県豊田郡大崎上島町中野 6208 番地 1

中国電力株式会社大崎発電所構内 大崎クールジェン株式会社

酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所 構内指定位置 持込渡し

7. その他

- (1) 本点検整備を行う業者は、当該資器材を受領した時から点検整備終了後、当社へ引き渡し完了するまで責任を持って取扱い、過失等により当該資器材に損傷を与えた場合は、業者により修理すること。
- (2) 部品の交換により発生した不用品は、法令等に従い適切に処分すること。
- (3) 交換部品については、純正部品を使用すること。
- (4) 点検整備の際の基本交換部品は確実に取替えを実施し、他に経年劣化又は消耗等により機器の性能を維持することが出来ないため、新たに部品が必要な場合は、当社に早急に連絡し協議すること。
- (5) 本仕様書により難き事項又は疑義のある事項については、当社に連絡し協議すること。

以上